

令和3年度事業計画

公益財団法人全国篤志面接委員連盟

(研修事業関係)

- 1 中央研修会の開催（JKA、矯正協会、矯正サービス、黎明会などの助成事業）

前年度は中止となったが、それまでと同様の趣旨から、全国研修大会を開催する。研究発表等を実施し、篤志面接委員の士気高揚を図るとともに、資質、能力の啓発を行う。（9月2日（木）に法務省で実施。）

ただし、新型コロナウイルス感染症の終息状況等を考慮し、参加者数及び開催方法を検討する。

- 2 矯正管区管内篤志面接委員研修協議会の開催（JKA、矯正協会、矯正サービス、黎明会などの助成事業）

各管内篤志面接委員協議会に委託して、当該管内の篤志面接委員に対し、研究発表・分科会等を主体とした集合研修を実施し、資質、能力の啓発を行う。（6月頃から11月頃にかけて各管内で実施。）

ただし、各管内における新型コロナウイルス感染症の終息状況等を考慮し、参加者数及び開催方法を検討する。

- 3 教養訓練研修の実施

各管内篤志面接委員協議会に委託して、当該管内の篤志面接委員に対し、篤志面接活動と直接・間接に関係する専門分野の知識、技能について講話形式で集合研修を実施し、資質、能力の啓発を行う。（9月ころから翌年2月ころにかけて、各管内で実施。）

ただし、各管内における新型コロナウイルス感染症の終息状況等を考慮し、参加者数及び開催方法を検討する。

- 4 初任者研修の実施

委嘱後5年以内の篤志面接委員に対し、面接活動に必要な知識、技能、情報等を付与するための集合研修を実施する（12月22日（水）及び23日（木）に法務省で実施）。

ただし、新型コロナウイルス感染症の終息状況等を考慮し、参加者数及び開催方法を検討する。

- 5 リフレッシュ研修の導入・実施

委嘱後15年以上経過した篤志面接委員に対し、これまでの経験を振り返るとともに、篤志面接委員の今日的な意義と役割について再確認させるための集合研修を導入・実施する（12月22日（水）及び23日（木））

の初任者研修に合わせて法務省で実施)

ただし、各管内における新型コロナウイルス感染症の終息状況等を考慮し、参加者数及び開催方法を検討する。

6 交流研修の導入・実施

一定数の篤志面接委員を募集して矯正施設を参観し、同時に当該施設の篤志面接委員との相互交流・相互学習を行うことによって、篤志面接委員としての一層の資質向上と連携の強化を図る交流研修を導入・実施する。

ただし、新型コロナウイルス感染症の終息状況等を考慮し、実施を見合わせることも検討する。

(表彰事業関係)

- 1 篤志面接活動に功績のあった篤志面接委員に対し、全国篤志面接委員連盟会長から表彰を行う。
- 2 篤志面接活動に功績のあった篤志面接委員に対する法務大臣、矯正管区長、管内篤志面接委員協議会会長などの感謝状等の授与に協力し、祝意を表す。

(慶弔事業関係)

篤志面接委員の慶弔に際して、表敬、弔意等を表す。

(広報、機関誌事業関係)

- 1 機関誌「全篤連だより」の発行
- 2 研修会、協議会等の記録誌の発行（全国篤志面接委員大会、初任者研修、各管内篤志面接委員研修協議会等）

(事務局関係)

- 1 事業運営目標の達成
公益法人を取り巻く環境、情勢等を踏まえ、当法人が目指す公益目的の実現のために、特に次の事項を重点とする。
 - (1) 公益法人として適正な運営体制の一層の定着
 - (2) 各管内篤志面接委員協議会及び矯正施設との連携、協力体制の維持、強化
 - (3) 財務規律、特に監査体制の強化
 - (4) 篤志面接活動の広報の積極化と会員の拡充
- 2 重要課題の検討
 - (1) 矯正施設における賛助会員の積極的勧誘、制度の定着化

(2) 広報用第2パンフレットの作成検討

(3) 全国篤志面接委員連盟及び矯正管区篤志面接委員協議会の次代を担う
役員候補者の育成

3 予算の効率的執行

篤志面接委員の減少傾向や厳しい社会、経済状況のもと、法人運営の基礎となる寄附金や補助金などの貴重な収入の確保及び新たな寄付団体の開拓に取り組むとともに、事業の充実・発展のために、限られた予算を効率的に執行することに努める。

(その他)

法務省主催「社会を明るくする運動」に協力する。

(資金調達及び設備投資の見込み)

これらの事業を実施するに当たり、当期間中、① 資金の借入れ、② 重要な設備投資の予定は、いずれもない。